

別表第5(第34条関係)

占用料

種別		単位	金額(円)	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	204	
標識		1本、1月	146	
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、1月	36	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル、1月	91	
	外径1メートル以上のもの	1メートル、1月	183	
電線	電線	1メートル、1月	18	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、1月	36
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル、1月	91
		外径1メートル以上のもの	1メートル、1月	183
鉄塔		1平方メートル、1月	183	
変圧塔、マンホールの種類		1箇所、1月	183	
郵便差出箱		1箇所、1月	73	
公衆電話所		1箇所、1月	183	
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル、1月	183	
	地下部分	1平方メートル、1月	91	
高架の占用物件		1平方メートル、1月	91	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル、1月	183	
写真撮影のための常時の占用		撮影機1台、1月	7,440	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1時間	100	
	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間	6,070	
その他の占用	興行、競技会等	1平方メートル、1日	12	
	その他の場合	1平方メートル、1日	6	

備考

- 1 占用料の額が、月を単位として定められている場合においては、占用の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を乗じたものとする。
- 2 占用料の額の計算基礎となる占用面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。
- 3 占用料の額が、1日又は1時間を単位として定められている場合においては、1日未満又は1時間未満の端数はそれぞれ1日又は1時間に切り上げた単位数を乗じたものとする。
- 4 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。